

2014年度 第6回 常務委員会議事録

日 時：平成 27 年 4 月 30 日（木）18 時～19 時 30 分

場 所：（株）国際文献社

出席者：牧野泰彦・松森靖夫・米澤正弘・宮下 治・棟上俊二
・伊藤 孝・中林俊明・高橋 修・加藤尚裕

議事録の確認

2014 年度第 5 回常務委員会議事録（2015.2.23）の確認を行い、了承された。

議 題

1．評議員（会）の責務・再編などについて

日本地学教育学会々則について、修正案が提案され、審議した結果、提案された文言の修正等を行い、了承された。

日本地学教育学会々則の一部改正新旧対照表

新	旧
日本地学教育学会々則 (1998 年 4 月 1 日改訂；1998 年 7 月 31 日一部改訂；2011 年 4 月 23 日一部改訂； <u>2015 年 月 日一部改訂</u>)	日本地学教育学会々則 (1998 年 4 月 1 日改訂；1998 年 7 月 31 日一部改訂；2011 年 4 月 23 日一部改訂)
第 5 条 1．本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を提出する。 <u>入会の決定は常務委員会の審査を経て行われる。</u>	第 5 条 1．本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を提出する。 <u>入会の決定は会員委員会の審査を経て常務委員会で</u> 行われる。
第 8 条 1．会員が正当な理由なく 1 ヶ年以上会費を滞納した場合は会誌の送付が停止され、滞納が 2 ヶ年以上にわたる場合は常務委員会の決議により会員の資格を停止または除籍されることがある。 2．会員が本会の名誉を損ない、または本会の目的に反する行為を行った場合には、常務委員会の審議を経て評議員会の議決により除名さ	第 8 条 1．会員が正当な理由なく 1 ヶ年以上会費を滞納した場合は会誌の送付が停止され、滞納が 2 ヶ年以上にわたる場合は <u>会員委員会の審議を経て常務委員会の決議により</u> 会員の資格を停止または除籍されることがある。 2．会員が本会の名誉を損ない、または本会の目的に反する行為を行った場合には、 <u>会員委員会・常務委</u>

れることがある。

第 9 条

5 . 監事会は会計の監査を行う。

6 . 本会は、北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄に各支部を置く。

(1)支部は、支部大会などの研究会の開催、支部会誌、支部論文集などの刊行、並びに支部における表彰などを行うことができる。

(2)支部役員及びその他の必要な事項については、各支部において定めるものとする。

(3)支部組織は、メール会議を原則とするが支部長が必要と認める時、招集し開催することができる。

第 10 条 本会につぎの役員をおく。

- | | | | |
|-----------|-----------|----|-----|
| 1 . 会 長 | 1 名 | 任期 | 2 年 |
| 2 . 副会長 | 3 名 | 任期 | 2 年 |
| 3 . 支部長 | 6 名 | 任期 | 2 年 |
| 4 . 評議員 | 30 ~ 50 名 | 任期 | 3 年 |
| 5 . 常務委員長 | 1 名 | 任期 | 2 年 |
| 6 . 常務委員 | 若干名 | 任期 | 2 年 |
| 7 . 監事 | 2 名 | 任期 | 2 年 |

第 11 条 役員はつぎのように選出される。

(略)

6 . 監事は評議員以外の正会員の中から信任投票によって選出される。監事は毎年その半数を改選する。重任は認めない。

7 . 支部長は各支部の評議員の互選により選出される。重任を妨げない。

第 13 条 本会は本部・事務局を(株)国際文献社におき、必要により支部を設けることができる。

員会の審議を経て評議員会の議決により除名されることがある。

第 9 条

5 . 監事会は会計の監査を行う。

第 10 条 本会につぎの役員をおく。

- | | | | |
|-----------|-----------|----|-----|
| 1 . 会 長 | 1 名 | 任期 | 2 年 |
| 2 . 副会長 | 3 名 | 任期 | 2 年 |
| 3 . 評議員 | 30 ~ 50 名 | 任期 | 3 年 |
| 4 . 常務委員長 | 1 名 | 任期 | 2 年 |
| 5 . 常務委員 | 若干名 | 任期 | 2 年 |
| 6 . 監事 | 2 名 | 任期 | 2 年 |

第 11 条 役員はつぎのように選出される。

(略)

6 . 監事は評議員以外の正会員の中から信任投票によって選出される。監事は毎年その半数を改選する。重任は認めない。

第 13 条 本会は本部を千葉大学教育学部地学教室におき、必要により支部を設けることができる。

<p>日本地学教育学会々則の細則</p> <p>< 会費についての細則 ></p> <p>1 . 会費の年額は , つぎの通りとする .</p> <p>(1) 正会員 7,000 円 (在外会員も同額)</p> <p>(2) 賛助会員 一口 10,000 円 (1 口以上)</p> <p>(3) 購読会員 8,000 円 (消費税別)</p> <p>(4) 名誉会員 会費は必要としない .</p> <p>(5) 学生会員 3,500 円</p> <p>(6) シニア会員 4,000 円</p>	<p>日本地学教育学会々則の細則</p> <p>< 会費についての細則 ></p> <p>1 . 会費の年額は , つぎの通りとする .</p> <p>(1) 正会員 7,000 円 (在外会員も同額)</p> <p>(2) 賛助会員 一口 10,000 円 (1 口以上)</p> <p>(3) 購読会員 8,000 円</p> <p>(4) 名誉会員 会費は必要としない .</p> <p>(5) 学生会員 3,500 円</p> <p>(6) シニア会員 4,000 円</p>
---	--

2 . 「地学教育功労賞」および「渡部景隆奨励賞」の推薦について
学会ホームページなどで推薦を受けつける . 申請締切 6 月 20 日
(土) .

3 . 2014 年度日本地学教育学会 学会賞および学術奨励賞について
学術奨励賞審査委員会を発足し、2014 年度学術奨励賞の審査を行う
ことになった。学術奨励賞受賞会員には総会において表彰を行う。

4 . 福岡大会の日程案について
棟上俊二・福岡大会委員長より下記の提案がなされ , 了承された .

8 月 2 2 日【大会第一日目】

午前 開会行事 研究発表 総会

午後 研究発表 ポスターセッション 記念講演

8 月 2 3 日【大会第二日目】

午前 研究発表

午後 シンポジウム , 閉会行事

5 . 学会 ML と学会ロゴマークの募集に対する懸賞金について
宮下治広報委員長より下記の提案がなされ , 了承された .

採用者には , 2 万円を授与する .

6 . 入会者・退会者について
以下の通り認められた . (敬称略)

< 新入会員 >

正会員 1 名 : 一岡祐生

< 会員種別の変更 >

正会員からシニア会員へ 三宅正徳

< 2014 年度末退会希望者 >

正会員 4 名：久保田郁夫，中田裕一，濱田治，濱田浩美

シニア会員 1 名：石川正

7. その他

(1) 学会本部および事務局移転について

本部・事務局を(株)国際文献社におくことが了承された。

報告

1. 福岡大会共催団体特別参加料金の設定について

棟上俊二・福岡大会委員長より共催団体特別参加料金を以下の通り設定した旨の報告があった。

1 日の間，予稿集無しで 1,000 円

予稿集は予約した場合に 1,500 円

2. 寄贈交換

- ・地学雑誌，124-2，4，6，東京地学協会，2015
- ・GSJ 地質ニュース，3-12，産業技術総合研究所地質調査総合センター，2014
- ・GSJ 地質ニュース，4-1，2，産業技術総合研究所地質調査総合センター，2015
- ・海洋白書 2015，海洋政策研究財団，2015
- ・熊本地学会誌，167，熊本地学会，2014
- ・理科教育学研究，55-4，日本理科教育学会，2015
- ・理科の教育，64-1，2，日本理科教育学会，2015
- ・埼玉県立自然の博物館研究報告，9，埼玉県立自然の博物館，2015
- ・埼玉県立自然の博物館特別展「恐竜時代」，2015
- ・Science reports of Niigata University (Geology)，29，Dept. Geol. Fac. Sci. Niigata Univ.，2014
- ・新地理，62-3，日本地理学会，2014

2. その他

(1) CSERS の報告

平成 27 年 5 月 16 日(土) 13:00 ~ 化学会館 7 階ホール

テーマ：小・中学校間での系統性を重視した連携を考える

* 次回 第 7 回常務委員会 7 月 6 日(月)開催